

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
1	全般	-	-	-	-	<p>【その他、技術的なリスクについて】 イメージワークフローに係る成果物についてはサンプルプログラムが提供される旨の記載が有りますが、その他ルールエンジン等についても技術リスク回避の観点からサンプル成果物の提供をお願いします。</p> <p>なお、基盤先行型の調達であるという特性を考慮致しますと、現在の基盤機能では業務要件を満たさないといった事象が発生する可能性も考えられ、基盤業者様の大幅な手戻りも考えらるため、プロジェクトの安定化のためには、アプリケーションの仕様書が確定した段階での検証が必要と考えます。</p> <p>イメージワークフローについては、適用・徴収・給付分野での構築が予定されていると認識しておりますが、ルールエンジンについては、「3.1.2 システム機能要件」「(3) ビジネスルールエンジン活用の推進」に、「具体的な適用対象は協会と協議して基本設計において検討すること。」との記載となっており、適用範囲が判断出来なかったため、当該分野にも記載させていただきます。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	<p>保健事業についてはイメージワークフロー及びビジネスルールエンジンの活用は想定していません。</p> <p>「3.1.2 システム機能要件」「(3) ビジネスルールエンジン活用の推進」は、適用・徴収・給付等業務にのみ記載されており、保健事業の仕様書には記載されておりましたが、ビジネスルールエンジンの適用をご提案いただくことを検討中です。</p> <p>サンプルプログラムではビジネスルールも使用しています。その旨を仕様書に明示します。</p> <p>調達済みの基盤機能上で稼働することを前提としております。プロジェクト安定化のための適切なご提案をお願いします。</p>
2	全般	-	-	-	-	<p>【統合調整について】 アプリケーション設計開発事業者が4つに分割された事に伴い、ステークホルダーの数が増大し、プロジェクト全体の安定的な推進／統合管理という面ではリスクは増えていると考えます。</p> <p>分割の結果として増大したリスクについて、子細に分析を行い、十分なリスクヘッジ策を策定(特に、事業者間の役割分担等の見直しを含む)した上で、調達を進めることを提言致します。</p> <p>別々の拠点で開発する事業者間のコミュニケーションについて相応の調整工数・期間が必要となります。各事業者が共有すべき事項は何でいつまでに調整完了すべきかの統合スケジュールとクリティカルパスの作成をして頂き、実現性のある開発期間であるかを検証して頂き、仕様書に反映頂くようお願いいたします。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	<p>本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。</p> <p>なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。</p>
3	全般	-	-	-	-	<p>【基盤に係る支援】 アプリケーション業者が複数に分割されることから、現在の調達仕様書の記載に示される様な“支援”ではなく、アプリケーションレベルのシステム方式設計やコーディング規約/設計標準(様式等)の制定等、全てのアプリケーション事業者が統一的に遵守すべき事項について、その作業分担については事業者間の作業統一の観点から、全て基盤業者の役務(責任)とするやり方が考えられます。</p> <p>なお、各事業者の工数見積もりの前提にブレを発生させないためには、上記に係る成果物が調達に先だって策定する方が望ましいと思われれます。</p> <p>また、イメージワークフロー／ルールエンジン等、国内採用実績の少ない製品群については、国内に流通する情報が非常に少ないため、効果的／効率的な設計を行う上で必要な設計ガイド等のドキュメントを整備／提供いただくことが必須であると考えます。</p> <p>なお、基盤機能に係る基本設計書を閲覧させて頂きましたが、上記製品に関する研修案内等の記載が有るのみで、現時点ではアプリケーション業者からの視点で十分な情報提供がされるとは判断できませんでした。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	<p>本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。</p> <p>なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。</p> <p>アプリケーション設計・開発事業者が設計・開発を実施するにあたり、基盤導入事業者が作成した各種設計成果物の情報を必要とする場合は、アプリケーション設計・開発事業者からの依頼に応じて、それらの情報の開示および説明等を実施する用意があります。説明等の内容及び回数については、関係者間で調整します。</p>

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
4	全般	-	-	-	-	【仕様の変更について】 一般的に前回(平成24年8月)に公示された調達仕様書と比較して、アプリケーションに係る仕様が削減されていると認識しております。  開発期間の関係から削減されたものと推察されますが、最終的にシステムへ求める要件については、予め明確化された方が、将来の機能追加に向けた拡張性/保守性の要件がより明確化され则认为します。	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	削減した機能を将来的に開発するかは現時点で未定です。仕様書記載の拡張性要件、保守要件に記載の内容を満たすように開発をお願いします。
5	全般	-	-	-	-	調達数が機能ごとに4つとなるように見受けられますが、それぞれの調達において、入札制限が発生することはありますでしょうか？ また、本件について、調達資料上に反映いただくことは可能でしょうか？	複数システムへの提案を行ないたい場合の想定です。	入札制限は設けないこととしており、複数のアプリケーション設計・開発・データ移行業務を提案することが可能です。
6	その他	-	-	-	任意継続被保険者・被扶養者について	任意継続被保険者・被扶養者が、各業務の対象となる場合、加入事業所が存在せず、強制加入者と業務プロセスが異なり、機能も異なります。各機能毎に任意継続被保険者・被扶養者が含まれるか、システム機能一覧に明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	・任意継続被保険者は、全て一般の被保険者と同様のプロセスとなります。 ・被扶養者については、業務フロー(6.3.1)において一般の被保険者と同様のフローとなります。それ以外は業務フロー自体を別フローとしております。
7	その他	-	-	-	他支部加入者の取扱について	各業務における他支部加入者の取扱が不明であり、見積が困難であるため、下記について明記願います。  ①被保険者勧奨業務において、勧奨対象となるのは、自支部加入者のみか ②予約業務において、健診機関が予約できるのは、契約を行った支部の加入者のみか ③予約業務において、支部が代行できるのは、自支部の加入者のみか ④生活習慣病予防健診結果オンライン受付業務にて、自支部加入者分のみを各支部で審査・支払を行うのか ⑤生活習慣病予防健診結果媒体受付業務において、受付できるのは自支部加入者の健診結果のみか ⑥事業者健診業務において、他支部加入事業所と同意を交わすことはあるのか ⑦事業者健診結果受付業務において、受付できるのは自支部加入者の健診結果のみか ⑧被保険者保健指導業務において、保健師が保健指導を実施するのは自支部加入者のみか ⑨被保険者保健指導委託業務において、受付できるのは自支部加入者の指導結果のみか ⑩被扶養者勧奨業務において、勧奨対象となるのは、自支部加入者のみか	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	仕様書には記載していませんが、想定している内容は以下のとおりです。 ①自支部加入者のみです。 ②全支部の加入者が対象となります。 ③全支部の加入者が対象となります。 ④各支部の委託契約機関分となることから、他支部分も含みます。 ⑤各支部の委託契約機関分となることから、他支部分も含みます。 ⑥あります。 ⑦全支部の加入者が対象となります。 ⑧全支部の加入者が対象となります。 ⑨全支部の加入者が対象となります。 ⑩自支部加入者のみです。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
8	その他	-	-	-	他県健診機関の取扱について	各業務における他県健診機関の取扱が不明であり、見積が困難であるため、下記について明記願います。  ①生活習慣病予防健診業務において、他県の健診機関との契約締結はあるのか ②予約業務において、予定者名簿発行元は、自支部で契約を交わしている健診機関となるのか ③生活習慣病予防健診結果媒体受付業務において、他県の健診機関からの請求はあるのか ④事業者健診業務において、他県健診機関と同意を交わすことはあるのか ⑤被保険者保健指導業務について、他県の健診機関で受診した健診結果をもとに保健指導を実施することはあるのか ⑥被保険者保健指導委託業務において、他県の委託先との契約締結はあるのか ⑦被保険者保健指導委託業務について、他県の健診機関で受診した健診結果をもとに保健指導を委託することはあるのか ⑧被保険者保健指導委託業務において、他県の委託先への健診結果・初回面談等の保健指導のインプット情報の提供はあるのか ⑨被保険者保健指導委託業務において、他県の委託先からの請求はあるのか	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	仕様書には記載していませんが、想定している内容は以下のとおりです。 ①あります。 ②お見込みのとおりです。 ③あります。 ④あります。 ⑤あります。 ⑥あります。 ⑦あります。 ⑧あります。 ⑨あります。
9	その他	-	-	-	データ誤り等による再登録(削除)について	健診結果及び保健指導結果について、登録後にデータ誤り等が発生した場合、登録データの削除機能が必要と考えます。下記業務のデータ削除機能について、システム機能一覧、画面一覧、帳票一覧を見直し願います。  ①被保険者健診 ・健診ソフトウェアに取下登録機能の記載があるが、対応する本体側の削除機能がない ・債権等、健診機関責任以外の理由で削除する場合、職員操作によるデータ削除機能が必要  ②被扶養者健診/特定保健指導(支払基金経由) ・債権等、健診機関責任以外の理由で削除する場合、職員操作によるデータ削除機能が必要 ※取下げ以外の機能が必要  ③事業者健診(被保険者/被扶養者) ・職員操作によるデータ削除機能が必要  ④被保険者特定保健指導 ・職員操作によるデータ削除機能が必要  ⑤被保険者特定保健指導(委託) ・職員操作によるデータ削除機能が必要	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	①【本体側の削除機能】 下記のとおり、システム機能一覧の処理概要を追記修正いたします。 (該当するシステム機能ID) ・SF-6.1-00034 ・SF-6.1-00035 (追記する内容) ・取下依頼があった場合には、取下処理をすること。 【職員操作によるデータ削除機能】 ・システム機能ID(SF-6.1-00034及びSF-6.1-00035)の下記処理概要により対応予定です。詳細については、基本設計にて検討します。 (処理概要) ・一覧で選択した健診結果の訂正ができること。 ②システム機能ID(SF-6.1-00051)の下記処理概要により対応予定です。詳細については、基本設計にて検討します。 (処理概要) ・健診結果の記号、番号等の訂正ができること。 ③システム機能ID(SF-6.1-00071)の下記処理概要により対応予定です。詳細については、基本設計にて検討します。 (処理概要) ・審査結果を修正できること。 ④システム機能ID(SF-6.3-00006)の下記処理概要を登録だけでなく、修正や変更ができるように文言を修正いたします。 (処理概要) ・保健指導結果が登録・修正・変更できること。 ⑤システム機能ID(SF-6.3-00036)の下記処理概要により対応予定です。詳細については、基本設計にて検討します。 (処理概要) ・審査結果を修正できること。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
10	本文	2-12	2	2.4	情報システム化の範囲	現状では貴会 支部 保健師様による保健指導業務において、一部支部におかれは保健師様が実施する指導支援業務にて、複数の外部業者から提供される特定保健指導支援のためのITツールを利用されておられます。今回意見招請のシステム化の範囲の中で、この部分との連携には触れられていないようです。そこで、新システムにおいても現状業務と同様に、保健指導支援業務の一部では複数の外部業者から提供される特定保健指導支援のためのITツールを貴会 保健指導支援実施者が利用可能なことにすることは認めて頂くようにできませんでしょうか？	指導支援システム(ITツール)を支部単位で複数社から選択できることが、業者間での競争が発生するため貴会側に望ましいと考えます。競争による効果として、特定保健指導に関する機能の強化や法改正などへの対応、および貴会へのご提供価格が安価になる可能性、などの効果が望めるものと推察します。これを実現するには、現行システム同様に、保健指導に関するデータを外部システムと入出力できるインタフェースを新システムに実装し、外部業者が提供する指導支援システム(ITツール)を支部単位で複数社から選択できる運用ができることが望ましいと考えます。データのフォーマットとしては、厚生労働省規定のxmlフォーマットおよび貴会独自の固定長フォーマットに対応させることで、現行システム上の保健指導の結果として蓄積されたデータを移行した場合に、過去データを含めた次期システムとの連携が図れるものと思います。	本サービスについては、業務フロー6.3.1.1P7で想定しています。なお、これに併せて本文2.4のシステム全体概要図を修正します。
11	本文	2-9	2	2.5 (1)	協会システム全体としてのデータの整合性に配慮すること。	多数の受託者が共同でデータベースを設計・構築する場合、データベース全体の設計(技術的/業務的な観点からの整合性確認を含む)を統合的に推進する役割が必ず必要となると考え、ワーキンググループ主体による設計体制の運営は馴染まないと考えます。  データベースの設計構築にあたり全体を見据えた推進・管理の役割について、その役割、責任範囲、及び作業内容(設計方針の策定、データディクショナリの一元管理、整合性確認 等)を明確にして頂きますようお願い申し上げます。	品質を確保したデータベース設計を推進するため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。データベースの論理設計に関しても、2.5(1)に示す委託範囲に関して実施していただき、成果物もその範囲に関してのみ作成いただきます。システム全体を跨った成果物は求めておりません。事業者を跨って調整が必要な事項は、「統合調整ワーキンググループ」で調整します。
12	本文	2-10	2	2.5 (1) 表2-4	表2-4 データベース群の初期構築方針と委託範囲	統合DB(24H365@DC1)のデータ移行業務により構築とあるが、DC2とDC1のデータベースは基盤のアーキテクチャにて同期がとられるものと認識しております。上記につき、DC1上のデータベースに対しては、初期データの構築は必要ないと考えていますので、該当箇所に明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	統合DB(24H365@DC1)と統合DB(24H365@DC2)は格納されるデータは異なり、基盤のアーキテクチャにて同期がとられるものではありません。「別紙14(2)イ」を参照ください。  なお、保健事業アプリ事業者に委託する統合DB(24H365@DC1)の範囲は、健診対象者の情報となります。  関連して「別紙6」の情報提供コンテンツに係る委託範囲を修正します。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
13	本文	2-12	2	2.5 (2)	アプリケーションの設計作業等、他事業者の設計内容と整合性を持たせる必要がある部分に関しては、協会が成果物のレビューと整合性確認を実施する。	「整合性を確認する」との記載がございますが、現在の仕様書では成果物の完成後に整合性を確認するプロセスとなっていると理解しております。  システム全体の開発規模を考慮しますと、このようなプロセスをとった場合、膨大な成果物の整合性確認に多大な工数が必要となるばかりでなく、品質確保上のリスクも高いと考えます(多大な手戻りが発生し、プロジェクト全体が遅延する等)。  そのため、受託者間に跨る成果物については、予め成果物の整合性を図るべき観点、作業プロセス等を実施要領等で詳細に策定し、その作業プロセスに従った作業が実施されていることの確認を担保する方法を採用した方が、効率的かつ安定的なプロジェクト運営に寄与すると考えます。  各成果物について、予め整合性確認に伴う実施要領等の策定に係るタスク、及びその主幹(責任)を明確にして頂きますようお願い申し上げます。	成果物の品質保証を確実なものとするため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 また、各事業者間で調整が必要な事項については、作業着手前に目的、範囲、スケジュール、設計文書等への反映等に関する調整方法を調達仕様書に記載します。
14	本文	2-12	2	2.5 (2)	システムテスト等、複数の受託者が協力して実施する必要がある作業に関しては、関係者でワーキンググループを組織し、そのワーキンググループで相談、調整を行う等、関係者で協力して実施すること。	本項前段に「アプリケーションの設計作業等、他事業者の設計内容と整合性を持たせる必要がある部分に関しては、協会が成果物のレビューと整合性確認を実施する。」とあります。複数の受託者が協力して実施するシステムテスト等についても同様に貴協会が成果物のレビューと整合性確認を実施するものと認識してよいでしょうか。	複数の受託者が協力して実施するシステムテスト等についての成果物のレビューと整合性確認についての記載がないため。	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
15	本文	2-13	2	2.6.1	全体のスケジュール概要を「図2-4」に示す。	本プロジェクトは、多数のステークホルダーが相互に密なコミュニケーションを取りながら、スケジュール/成果物ともに同期を取ってプロジェクトを遂行する必要があると認識しております。  そのため、各種成果物ベースで関係者間の調整/授受に関するマイルストーン/依存関係等を明確化頂き、クリティカルパスを明示したマスタースケジュールの策定が必須であると考えます。  工数を正確に見積もるためには、クリティカルパスを明示したマスタースケジュールが最も重要なインプットとなりますので、予め調達仕様書に記載頂きますようお願い申し上げます。	工数算出にあたっては、スケジュール制約の明確化が必要と考えるため。	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
16	本文	2-13	2	2.6.2	データ移行に関しては、現行システムからのデータ抽出を現行システム事業者あるいはそれに代わる者(以下、現行システム事業者等と呼ぶ。)が実施する	移行データの仕様は、現行システム事業者等とアプリ事業者のいずれが決定する想定でしょうか。現行システム事業者等が仕様を決める場合には、データ抽出作業に係るドキュメント類のご提示をお願いします。	データ抽出にかかる役割分担を明らかにするため。また、現行システム事業者等が仕様を決める場合に情報連携されることを明らかにするため。	移行データの仕様は、アプリ事業者が決定する想定です。
17	本文	2-14	2	2.6.2 (1)	結合テスト以降におけるテストの実施、ソースコード及びモジュールのバージョン管理等については、基盤導入事業者が「開発関連環境」として構築する「リリース管理」、「ビルド環境」、「結合テスト環境」の各サーバー機能の使用を前提とし、ビルド作業、リリース管理作業あるいはテスト作業を適切に行うこと。	結合テスト以降、開発関連環境を利用する旨の記載がございますが、外部からインターネット等による接続は可能でしょうか。  専用のVPNルータ等、接続にあたって必要な機器が有れば明示頂きますようお願い申し上げます。  なお、結合テスト環境における結合テストの実施も同様です。 仮に外部からの接続が許可されない場合、十分な作業スペースが協会様にて確保されると考えて宜しいでしょうか。	購入すべき製品の明確化のため。	回線及びネットワーク機器(Firewall、ルーター、TA等)を用意し、設置・設定いただければ、外部からのネットワーク接続は可能です。 機器設置及び回線使用のスケジュール、回線仕様、機器台数等を提案書に明記してください。 また、専用線ではなく、インターネット経由の場合は、VPN機能等、通信内容の漏えいを防止する対策を講じてください。 なお、上記記載に係る費用については、受託者の負担となります。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
18	本文	2-15	2	2.6.2 (3)	また、作成した業務実施計画書を工程管理等支援事業者に提示し、工程管理等支援事業者による全体の整合性確認、プロジェクト実施計画書(全体に係るスコープ、マスタースケジュール、主要マイルストーン等)の改訂に協力すること。	工程支援業者様作成の全体プロジェクト実施計画書について、本公示の際には閲覧資料として開示頂けますようお願い申し上げます。	成果物のレベルを確認するため。	工程管理等支援事業者が作成したプロジェクト実施計画書の資料について、本公示後に閲覧の対象とします。
19	本文	2-16	2	2.6.2 (4) ウ	また、3.1.2.(4)に基づく、傷病名のコード化に伴う変換率の達成のために適切な場合には既存の実績のある仕組み等を採用すること。ならびに、求める変換率を達成するために必要となるチューニング等を実施すること。	「求める変換率」との記載がございますが、具体的な変換率について記載がございません。 想定される変換率目標、又は想定される製品等について、明確にして頂けますようお願い申し上げます。	実績の有る仕組みの選定にあたり、所定の変換率を達成していることを確認するため。	ご質問の内容は、本調達仕様書に含まれておりません。
20	本文	2-18	2	2.6.2 (7) エ	基盤導入事業者及び各アプリ事業者が作成した結合テスト仕様書を受け、全体の整合性を確認するとともに、必要な調整、修正を行うこと。	「全体の整合性を確認するとともに」と記載がございますが、全体の整合性に対する確認の責任は、協会様に有ると考えます。 各受託者は、その受託範囲でのみしか責任を負う事ができないため、作業範囲に合わせて作業内容について見直し頂けますようお願い申し上げます。	作業条件の明確化のため。	ご指摘の通り、基盤事業者が作成するシステム方式設計とアプリ事業者が作成するシステム方式設計は別のものであるため、区別できるよう仕様書を修正します。
21	本文	2-21	2	2.6.2(10) ケウ)	基盤導入事業者による受託者を跨ったシステム全体の移行テストの実施に協力し、適正な結果について合意すること。	「適正な結果について合意」の「適正」が何を指すかが不明です。 「テスト結果が適正であることを確認し、合意すること」という意味でしょうか。	アプリ事業者の合意対象を明らかにするため。	お見込みのとおりです。
22	本文	2-23	2	2.6.2 (12) イ	イ アプリケーション運用・保守事業者への引継 受託範囲に関して、アプリケーション運用・保守事業者へアプリケーション保守関連の引継を行い、引継いだ内容についてアプリケーション運用・保守事業者の合意を得ること。	アプリケーション運用・保守事業者への引継、及び内容への合意に係る記載がございますが、アプリケーション運用・保守事業者の調達単位について記載を明確にして頂けますようお願い申し上げます。 仮にアプリケーション運用・保守事業者が1社となる場合、引き継ぎ時に各アプリケーション業者間の成果物に、不整合又は不統一が発見された場合の取り扱いについて明確にして頂けますようお願い申し上げます。 (アプリケーション運用・保守事業者が1社となる場合、成果物の不整合/不統一は効率的な運用・保守の妨げになると考えます)	工数算出にあたっての前提の明確化のため。	現時点ではアプリケーション設計・開発・データ移行事業者の調達単位に合わせて、アプリケーション保守・運用事業者を調達する想定です。
23	本文	3-1	3	3.1.2(3)	【3.1.2 システム機能要件】 (3)業務閉塞 申請書の種類または業務フロー機能単位で、業務閉塞及び業務閉塞の解除が行えること。	左記の業務閉塞及び、業務閉塞の解除は、基盤事業者が準備するミドルウェア・ソフトウェアを用いる前提か、アプリ事業者がアプリケーション開発によって実現する機能が明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	アプリケーション設計開発事業者の役割となります。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
24	本文	3-6	3	3.2.3	利用者がログインした後、最初に表示されるポータル画面より、必要な機能呼び出して業務を実施する。	左記の記載以外に、「別紙14-2.情報系要件」の4ページに、ポータル画面に表示する定型レポートの内容が記載されておりますが、他に調達仕様書上、アプリケーション設計・開発に係る調達の中でポータル画面に係る要件の記載がございません。  業務メニューの起動と、定型レポートの表示のみが機能の範囲と考えて宜しいでしょうか。  現時点で他にポータル画面に表示することを想定されている項目(ポートレット機能)がございましたら、関係を明確にするため、全て「3.2.3ポータル画面」に記載頂くよう、お願い致します。	要件を明確化し、開発スコープに係る認識齟齬を防ぐため。	業務上必要と想定される情報の表示及び機能についてご提案をお願いします。詳細は基本設計で確定します。
25	本文	3-6	3	3.2.3	ポータル画面には、本システムで開発する機能以外にも、間接業務システム及び別途調達される電子メールや、掲示板情報、スケジュール管理、会議室予約等の情報もあわせて表示する。	ポータル画面開発に伴い必要となる間接業務システム事業者様及び別途調達される電子メール等の開発事業者様に係る記載が調達仕様書上のスケジュールや、役割分担に記載がございません(「別紙17-2.関係他者との役割分担」等)。  調達時期、開発時期等が明確になる様に仕様書を追記頂けますようお願い申し上げます。	スケジュールの明確化のため。	ご指摘の内容は、適用・徴収・現金給付等業務の記載になり、保健事業の仕様書には記載されておりませんので、ご確認ください。
26	本文	3-7	3	3.3.4	これ以外にも様々な実現方法が考えられるため、設計工程で最適な誤送防止対策を検討し、必要な機能を開発すること。	例としてQRコードによる仕組みの記載がございますが、主として送付物の誤送防止は、バーコードによる確認や、送付物の総重量による確認等、物理的な確認手段との組み合わせにより実現するものと考えます。  本検討にあたり、採用が可能となる物理的な確認手段(機器類)については、本検討の結果に従い別途調達されるとの認識で宜しいでしょうか。もしくは予め調達を予定している機器が有れば、明示頂けますようお願い申し上げます(バーコードリーダー等)。	検討の前提を明確化するため。	支部における誤送防止策として、重量検知などによる確認は想定していません。ただし、QRコード等による確認のほか、通番表示による目視確認など、手作業による封入作業にかかる、誤送防止策を基本設計以降に検討する想定です。
27	本文	3-4	3	3.4.1(3)	【(3) 文字コードの統一】 また、外部機関等から提供された外字情報を利用できる仕組みとすること。なお、加入者等及び検診機関等にインターネットを経由して提供する外字は、イメージとして送信する	サーバー及びシンクライアント端末への外字の移行(辞書への外字の登録)は基盤導入事業者にて実施し、アプリケーションエンジンで外字を使用する方法はアプリケーション設計・開発事業者が設計する旨について明記願います。	外字に係わるアプリ業者の作業範囲を明確化するため。 また、今回システム基盤が統合されるにあたり、全業務で使用する外字情報は共通化される認識であるが、基盤導入事業者が外字を登録する旨を明記しないと、各業務で使用する外字が不統一となってしまう可能性があるため。	サーバー及びシンクライアント端末への外字の移行(辞書への外字の登録)は基盤導入事業者にて実施し、アプリケーションエンジンで外字を使用する方法はアプリケーション設計・開発事業者が設計する旨について明記願います。
28	本文	3-6	3	3.5.1(6)	【3.5.1 主要な連携先とインターフェース内容(6)】 他保険者(移管情報等)などの電子媒体等の授受があるため、それぞれのインターフェース要件については、「別紙12 外部インターフェース一覧」を参照のこと。	移管機能については、業務フロー図等の別紙に存在しないため、記載を削除願います。	認識の齟齬をなくすため。	記載を削除します。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
29	本文	4-2	4	4.2.1	本部・支部の職員が使用するシステムにおける即時応答型の処理性能目標値については、端末応答時間が通常時で3秒以内とすること。	アプリケーションのみで保証する処理性能目標値(システム基盤の処理及びネットワーク通信に要する時間は除く)について明記願います。	アプリ事業者が性能保証すべき範囲を明確にするため。 また、「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務 基本設計書」3.4項に以下の記述があり、業務アプリケーション以外の保証する処理性能目標値が既に合計3秒となっているため。  ・シンクライアント:0.2秒 ・協会WAN:0.2秒 ・システム基盤(DC内):2.6秒 ・業務アプリケーション:対象外	「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務 基本設計書」の「3.3 アプリケーションサーバー / 3.3.6.5 性能・拡張性」にて、以下のように定義しております。 ・シンクライアント:0.2秒 ・協会WAN:0.2秒 ・業務アプリケーション:0.3秒 ・システム基盤(DC内):2.3秒  ご指摘の記述は「3.4 ポータル / 3.4.6.5 性能・拡張性」のもので、ポータルとしての処理時間のみを記載しています。ポータルサーバー上のポートレットの処理時間についても、アプリケーションサーバー上のアプリケーションの処理時間と同じと想定し、端末からWANを経由した基盤のサーバー間の通信、I/Oをすべて除いたアプリケーションとしての処理時間を0.3秒と想定しています。
30	本文	6-1	6	6.1.2	6.1.2 権限要件詳細 ・機能に対して権限を設定できること。 ・情報に対してアクセスの種類、情報の種類、情報の範囲の面で権限を設定できること。 ・権限はチームと職位に対して設定できること。 ・本部の適切な統制の下、支部の管理責任者が支部単位で管理できること。	左記機能についてアプリ事業者の作業範囲であるのであれば、別紙2 システム機能一覧へ明記願います。	機能要件を正しく把握するため	「別紙2 システム機能一覧」には、業務機能のみ定義しています。システム機能一覧に加え、本文の要件を実現するうえで運用上必要と想定される機能の提案をお願いいたします。
31	本文	6-4	6	6.2.3	【6. 情報セキュリティ要件】 「6.2.3. ユーザ管理ツール」の記載削除。	左記の項が削除されていることから、職員のアカウント情報を一元的に管理するための仕組みについては、基盤事業者の範囲の認識です。ユーザが利用する機能に対してのアクセス権限について、基盤事業者とアプリ事業者の作業範囲について明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	アカウント情報の管理の仕組みについてはお見込みのとおりです。また、機能毎の権限管理は各アプリケーション設計開発事業者の範囲となります。
32	本文	7-1	7	7	アプリケーション設計・開発事業者は、協会の指定した開発・単体テスト環境によって開発し、納入すること。	「協会の指定した開発・単体テスト環境」との記載がございますが、調達仕様書上、明確に開発環境として用意すべき製品が明示されておりません。  本紙に記載の有るIBM社製ツール、及び「別紙18-2 ハードウェア一覧」「別紙19-2 ソフトウェア一覧」に「開発環境」と記載されている製品が対象と考えて宜しいでしょうか。  ※なお、別紙上には「開発環境、保守環境、研修環境は下記の本番最終構成に含まれております。」と記載が有り、どの範囲を示しているのか判別が困難です。	購入すべき製品の明確化のため。	「7 設計・開発要件」の仕様書を以下のとおり修正します。  【修正前】 なお、アプリケーション設計・開発事業者は、協会の指定した開発・単体テスト環境によって開発し、納入すること。ただし、協会の指定する以外の開発生産性を向上するツール等を使用する場合は、協会と別途協議のうえ、決定すること。  【修正後】 (削除)

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
33	本文	7-1	7	7.1	設計・開発工程の開始前に、設計・開発実施計画等を策定すること。	「一定の品質レベルの確保、円滑な製造工程の実施を確保するため、製造工程を進める上で必要となる規約・ガイド等、開発に関する標準類を定義すること。」との記載がございますが、開発の特性／効率化／標準化の観点から、受託者を跨る共通コンポーネント(クラス)等の設計／開発が必要になると推察いたします。  そのため、この様な受託者間を跨る共通機能化の検討、及び推進を図る体制や、規約(共通化指針)、共通化その物に関する記載が調達仕様書上、必要と考えます。  この様な、共通化に係る記載の追加をお願いいたします。	開発の効率化、役割分担の明確化のため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。
34	本文	8-2	8	8.4.1	単体テストは、「開発・単体テスト環境」において、実施すること。ただし、プラットフォーム上の制約等がある場合は、「結合テスト環境」の利用も想定する。	結合テスト工程が短期間であるため、製造工程の中で、機能間の連動テストを行う必要がある可能性があります。 例えば結合テスト工程に入る3ヶ月前に結合テスト環境が利用可能と考えて問題ないでしょうか。	アプリ事業者として、サブシステム内の連動テスト環境を用意する必要があるか確認するため	調達仕様書「図2-4 全体スケジュール概要」に記載のとおり、結合テスト環境の引き渡しは、結合テスト工程開始(平成26年6月)の約3か月半前にあたる平成26年2月中頃を想定しています。
35	本文	8-3	8	8.4.2	【8.4.2 結合テスト】 結合テストは、結合テスト環境上にアプリケーション等をデプロイして実施するものとする。	結合テスト環境については、アプリケーションの各事業者毎に準備され、データベースのインスタンスも各事業者毎に準備される認識ですが、結合テストにて各事業者が同時に別々のテストにて利用可能であることについて明記願います。	結合テスト期間が短いため、各アプリケーション開発事業者のテスト消化を滞りなく実施するため。	結合テスト環境のデータベースインスタンス(OSイメージ)は1つで、個別に許可識別子を設定し、その単位で、各アプリケーション設計・開発事業者ごとに分かれることを想定しています。
36	本文	8-3	8	8.4.3 表8-1	同一の入力に対して、現行システムと同一の結果を得られることを検証する。	現行と同一の結果と有りますが、テストシナリオの作成、及びテストデータの用意、結果の一致性の確認等について、現行システム事業者様との役割分担、作業分解点を明確化頂けますようお願い申し上げます。  また、その内容について「別紙17-2_関係他者との役割分担」においても追記頂けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	テストシナリオの作成、及びテストデータの用意、結果の一致性の確認等について、協会が協力することを想定しており、現行システム事業者との役割分担はありません。
37	本文	9-1	9	9.1.1 (3)	他の処理中の状態が発生する業務に関しても、同様であり、業務移行計画の策定に際しては、移行時点で審査中、処理中の情報の移行方法に関して検討を行い、効率的かつ安全な移行方法を検討すること。	現行システムにおいて、どのような処理中／審査中のバリエーションが存在するか、そのバリエーションについて、現行システム事業者様との役割分担、作業分界点を明確にして頂けますようお願い申し上げます。  また、その内容について「別紙17-2_関係他者との役割分担」においても追記頂けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	現行システムにおいて、どのような処理中／審査中のバリエーションが存在するかは、協会が提示することを想定しており、現行システム事業者との役割分担はありません。
38	本文	9-5	9	9.1.1 (4)	その他、現行システムにて処理した際と差分入力時のタイムスタンプの差異、差分入力方式としてバッチ処理を採用する際の弊害等、本システムを安定的に稼動する際の課題として想定される事象に対する具体的な方策	「差分入力方式としてバッチ処理を」との記載がございますが、差分入力情報を刷新後のシステムでバッチ処理可能な形式に変換する必要がある場合(データエントリによる電子化作業含む)、その役割分担、作業分界点を明確化頂けますようお願い申し上げます。  また、その内容について「別紙17-2_関係他者との役割分担」においても追記頂けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	課題として想定される事象に対する具体的な方策を移行計画書等に反映するという要件ですので、その方策に対する役割分担は、移行計画書が作成された時点で、協議させていただきます。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
39	本文	9-2	9	9.1.2(3) 表9-1 No1	分類: 現行システム タスク(順不同): 最終断面取得 説明: 現行システムの最終断面を 取得する。なお、当作業は当調達の 対象外である。	移行元のデータが格納された外部記録媒体は、現行データセンターから、新 データセンターまで貴協会の負担で輸送することについて明記願います。	見積の前提が不明であり、正確な見積を行えな いため。	運搬費用を含めた提案をしてください。 神奈川県東部から概ね700kmの距離の運搬 を想定してください。
40	本文	9-3	9	9.1.2(3) 表9-1 No13	【表9-1 移行関連作業(案)、チェッ クポイントの説明 運用リハーサル 備考】  該当期間に現行システムを用いて 行った業務処理相当を、本システム を用いて同様に処理し、結果の妥当 性を検証する。	運用リハーサルは工程管理等支援事業者支援のもと貴会にて作業を実施する こととなっていますが、作業内容・役割分担・スケジュールをご提示願います。 特に、受入・運用テストと同時期の実施であることや、使用するテストデータの準 備等については、他事業者との調整が必要であるものとするため。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるた め。	受入・運用テストでの実施を想定しており、テ ストデータ準備の支援、テスト実施の支援、テ スト証跡取得の支援を想定しています。スケ ジュールについては、マスタースケジュール に示しています。
41	本文	9-3	9	9.1.2(3) 表9-1 No15	分類: 刷新システム タスク(順不同): 最終データ移行 説明: 現行システムの最終断面を 本システムに投入する。システムテ スト、受入・運用テストで用いたテ スト用データを削除した後、現行本番 データを用いて移行を実施する。	アプリ事業者がデータ移行を行うために使用する機器(例: データ変換、格納処 理用の端末等)は、アプリ事業者側の負担で準備・データセンターへの持込みを 行い、作業終了後は撤去することについて明記願います。	見積の前提が不明であり、正確な見積を行えな いため。	仕様書「2.6.2(1) 前提」を参照願います。
42	本文	9-6	9	9.1.2(5)	図9-3 アカウンタビリティシステム概 要(案) 「各データはReadOnlyとする」の記 載削除	前回の調達の際から左記記載が削除されていますが、更新が発生するのであ れば、その旨明記願います。	記載変更の意図の確認	各データをReadOnlyとする設定は、基盤導入 事業者の役務ですので、誤解を避けるため、 記述を削除しました。更新は発生しません。
43	本文	9-6	9	9.1.3(1)	一方、本システムにおいてはイン ターフェースシステムを除き、文字 コードをUTF-8に統一することとす るため、データの移行に際しては外 字の取り扱いを含め、文字コードの 取り扱いについて留意すること。  表9-2 現行システム文字コード 現行サブシステム名 保健事業システム データベース内文字コード Shift_JIS	文字コードをUTF-8に統一するため、データ移行の際にShiftJISからUTF-8の コード変換が必要となることが想定されますが、現行システムに新規作成された 外字(健康保険業務外字・JIS2004新字)から内字への変換およびJIS第一、第 二水準文字から外字への変換等の作業について、受託範囲を明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるた め。	現行システム事業者等が文字コードの変換 を実施します。
44	本文	9-7	9	9.1.3(2)	データ移行に伴うリスクを正しく認識 し、適正な見積もりに基づいた提案 を可能とするために、 協会は応札者に対し現行データ調 査結果を提示する。現行データ調 査結果には、現行システムにおける データ項目の属性値空間等の情報 を含む。	公示される際には現行データ調査結果も合わせて、ご提示願います。	データ移行の見積り精度向上のため	本公示後に閲覧資料として開示します。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
45	本文	9-5	9	9.1.3(3)	本システムへのデータ移行に際しては、現行システムより抽出したデータを変換・加工し、本システムの統合データベースに投入を行うことに加え、現行システムにて管理されていない紙情報等のデータエントリを想定している。	「現行システムにて管理されていない紙情報等のデータエントリを想定している。」との記載がございますが、データエントリ作業そのものが含まれるか否か、記載を明確にして頂きますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	ExcelもしくはCSV形式にデータ化したものを提供します。
46	本文	9-7	9	9.1.3(3)	移行プログラムの設計・開発 「なお、本システムにおいては、健康保険業務に係る事業者・加入者等、客体の情報を統合データベースとして統合する。」の記載が削除	前回の調達の際から左記の記載が削除されていますが、統合をしない想定であればその旨明記願います。	データ移行の見積り精度向上のため	統合しない想定のため削除しています。
47	本文	9-7	9	9.1.4	データ移行に際しては、データ移行リハーサルの目的、範囲、回数、実施時期、コンティンジェンシープラン等を取りまとめ、協会の承認を受けること。 特にデータ移行リハーサルの実施回数については十分な回数を計画すること。	リハーサルの回数を定める旨の記載がございますが、アプリケーション設計・開発事業者が4つに分割されたことに伴い、全体作業計画の根幹に係る事項については、前提条件の統一化の観点から協会様にて規定頂く様、お願い致します。	工数見積りの前提条件を明確化するため。	全事業者が参加する移行リハーサルについては、マスタースケジュールに示すとおり、原則2回実施することを想定します。その旨仕様書に明記します。
48	本文	9-7	9	9.2	研修等事業者が実施する、教育に係る要件を以下に示す。	「研修等事業者」の記載が有りますが、スケジュール上調達される時期が明記されておりません。調達を想定されている時期を明確化し、調達仕様書上のスケジュールに追記頂きますようお願い申し上げます。	研修等事業者とのコミュニケーションに係る工数を正確に見積もるため。	仕様書に記載します。
49	本文	13-1	13	13.1②	平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)の「役務の提供等」のAの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。	本件応札時に、「平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)」を申請中の場合、証明書に替えて、申請書をエビデンスとして提示してもよいでしょうか。	応札時期が証明書の更新時期と重なることから、証明書申請中の場合の扱いを明らかにするため。	資格審査申請中の場合の具体的な取扱いについては、本公告時に配布する入札説明書等に記載しますが、本件の場合において「平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)」の証明書発行の間は、「平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)」の提出をもって代えることができます。
50	別紙12	3	-	27	保健指導結果外部サービスI/F情報 保健指導における外部サービスで得られる指導経過情報等。 接続元:保健指導外部サービス 接続先:健保基幹システム 方式:システム(インターネット/ http)	業務フローID:6.3.1.1では、外部サービスの保健指導結果受領は郵送のみとなっているため、左記記載を見直し願います。	認識の齟齬をなくすため。	データを格納したDVDが郵送されてくる想定です。「別紙12」の記述を訂正します。
51	別紙17			4.3.	基盤導入事業者欄:「主」 アプリ事業者欄:「+」	役割分担の他項目では、「主」と「+」が並存するケースはありません。凡例に従うと、基盤導入事業者が「主」となる場合は、「協」となるものと推察します。 システム方式設計における「基盤導入事業者」と役割について明確にしてください。	役割分担を明らかにするため。	各事業者が必要な方式はそれぞれで実施すること想定しています。基盤事業者の役割分担を「+」に修正します。
52	別紙17			4.9.1.	全アプリ事業者欄:「+」	統合データベース論理設計は、ワーキンググループで設計内容の調整を行なうこととしていますが、ワーキンググループの運営について、各事業者の認識相違がないように、ワーキンググループの具体的な運営イメージの提示をお願いします。	ワーキンググループ運営自体をアプリ事業者として提案することは可能ですが、各社がそれぞれ提案しても、その通りの運営ができないことは作業実施上のリスクになりえるため。	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
53	別紙17			5.12.	全国健康保険協会欄:「協」 工程管理等支援事業者:「協」	役割分担の他項目では、該当欄が「協」という例はありません。 凡例に従うと、「協」は個別受託範囲の観点で協力する事業者であることから貴協会が「協」とはならないと推察します。また、工程管理等支援事業者の役割が不明です。 現行データ調査における「貴教会」と「工程管理等支援事業者」の役割について明確にしていきたい。	役割分担を明らかにするため。	他作業項目と同じく、協会が承認し、工程管理等支援事業者が監修・監督します。仕様書を修正します。
54	別紙17			6.1.2.	全アプリ事業者欄:「+」	イメージワークフロー作成作業は、適徴給受託以外の事業者の作業項目にありません。 仕様書案が間違っているのか、本項の記載が間違っているのか確認をお願いします。	仕様書案と本項の記載内容の整合性を確認するため	イメージワークフローの作成は、適用・徴収・現金給付等アプリ事業者のみの役割となるため、仕様書を修正いたします。
55	別紙17	2	-	6.1.2.	作業名:イメージワークフロー作成 成果物例:イメージワークフロー定義 以下の事業者が「+」となっている。 ・レセプト点検アプリ事業者 ・保健事業アプリ事業者 ・情報系アプリ事業者	4.4.イメージワークフロー及びビジネスルール設計では左記事業者は担当となっていないため、6.1.2.からも削除願います。	仕様書内の整合性を確保するため	イメージワークフローの作成は、適用・徴収・現金給付等アプリ事業者のみの役割となるため、仕様書を修正いたします。
56	別紙17			番外	(記載漏れ)	仕様書案本文(3-6ページ)3.2.3ポータル画面にポータル画面の記載があります。 これによると関連事業者との役割分担があるものと推察します。 ポータル画面の「関係他者との役割分担」の項目の追加をお願いします。	記載もれのため	ポートレットは作成を求めないこととします。 仕様書を修正します。
57	別紙1	4/7	健診	被保険者健診(案内)	協会が健診機関に提供する「健診ソフトウェア(仮称)」の開発について生活習慣病予防健診委託機関が健診結果情報登録として行う処理(6.1.1.5)については、以下の前提条件によりソフトウェアを作成する。	「健診ソフトウェア(仮称)」を健診機関に配布する方法は貴協会のホームページを利用するという理解でよろしいですか。それとも、別の方法で配布するのでしょうか。	前提条件を明確にするため	協会のホームページを利用します。 なお、一部の健診機関においては、DVD等の媒体により提供することも想定しています。
58	別紙1	-	-	-	【業務フローID: 6.1.1.5-4、6 6.1.2.3-2 6.1.3.3-7、8 6.3.1.3-6、7 6.3.1.4-2】 請求データ受付時のエラー機能について	下記業務において、請求データ受付(審査)時にエラーリスト出力機能がないため、エラーリスト出力機能をシステム機能一覧に明記願います。 また、下記※の業務については、業務フロー備考欄にエラー修正機能に関する記載があるため、エラー修正機能もシステム機能一覧に明記願います。  ・被保険者健診 結果登録・請求 ・被扶養者健診 結果登録・請求※ ・事業者健診 結果登録・請求 ・保健指導の実施 結果登録・請求(被保険者) ・保健指導の実施 結果登録・請求(被扶養者)※	業務運用上必要であるため。また、見積精度を向上させるため。	エラー内容の表示については、画面上に表示することを基本とします。 なお、※にてご指摘の部分については、下記システム機能一覧に明記しております。 (システム機能ID) ・SF-6.1-00051 ・SF-6.3-00040
59	別紙1	1/1	-	-	【被保険者健診 申込・受付 業務フローID:6.1.1.4-11】 予約情報入力・変更・取消	重複予約エラーとなった場合、既登録分とどちらの予約が正しいか支部の判断が必要なケースが存在します。支部におけるエラー検知方法、関係者との調整方法等、本ケースのシステム化範囲について、業務フロー及びシステム機能一覧に明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	健診機関において判断できない部分については、支部で対応となります。なお、詳細については基本設計において協議します。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
60	別紙1	1/1	-	-	【被保険者健診 申込・受付 業務 フローID:6.1.1.4-13】 健診申込結果確認	支部職員が健診機関の予約状況や、健診機関に発行した情報※を確認する等 の支部管理機能が存在しないため、システム機能一覧に明記願います。進捗管 理や外部発行情報確認は必要と考えます。  ※申込データ、予定者名簿、健診申込エラーリスト	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるた め。	システム機能ID(SF-6.1-00024)で確認する ことにより、支部において進捗管理等を行うこ ととします。なお、詳細については基本設計 において協議します。
61	別紙1	1/2	-	-	【業務フローID:6.1.1.5-1】 備考欄: ログインが必要 認証には情報提供利用ユーザを使用。	「適用・徴収・現金給付等 アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式 調 達仕様書(案)」の「別紙2 システム機能一覧」に、情報提供システムに対する健 診ソフトウェア(仮称)からのログイン認証機能が記載されていません。  同一機能の重複開発を防止する観点より、情報提供利用ユーザの認証機能は 情報提供システム担当事業者にて開発すべきだと考えますので、「適用・徴収・ 現金給付等 アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式 調達仕様書 (案)」の「別紙2 システム機能一覧」へ、健診ソフトウェア(仮称)からのログイン 認証機能を追記願います。 また、合わせて本業務フローの備考欄に、追記した機能のシステム機能IDを明 記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるた め。	次のシステム機能の処理概要に、機能を 追記します。 (システム機能ID) ・SF-6.1-00030 ・SF-6.1-00031 ・SF-6.1-00032 ・SF-6.1-00033 (追記する内容) ・認証要求が出せること。  認証については情報提供システム担当 事業者が開発を担当します。次のシステ ム機能に追記します。 ・SF-7.2-00001
62	別紙1	別紙1	-	-	【被扶養者健診 勸奨 業務フロー ID:6.1.2.2 補足資料別紙1 協会支 部で勸奨】 市町村連携  ・市区町村毎に分類し、地域に合せ た勸奨	「市区町村毎に分類し、地域に合せた勸奨」計画を立てるとあるが、誤記載と考 えられるため削除願います。 前回調達時の別紙2から「事前に参加者資格の郵便番号等より、該当市区町村 名を特定し分類処理を行っておく。」という要件が削除されているため。	認識の齟齬をなくすため。	「事前に参加者資格の郵便番号等より、該当 市区町村名を特定し分類処理を行っておく。」 という要件は削除しましたが、勸奨業務を行 う際には、郵便番号をキーとして地域や市町 村に分類することを想定しています。なお、詳 細については基本設計において協議します。
63	別紙1	2/4	-	-	【業務フローID:6.1.2.3-6、6.3.1.4-5】 特定健診結果返戻データ作成 特定保健指導結果返戻データ作成	返戻データに返戻理由の設定ができないため、返戻理由の登録・変更・削除機 能をシステム機能一覧に明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるた め。	システム機能ID(SF-6.1-00053,SF-6.3- 00042)に追記します。なお、詳細については 基本設計において協議します。
64	別紙1	3/5	-	-	【業務フローID:6.2.1.2】 「6.2.1.2-2 保健指導対象者抽出・選 定」から出力されているファイルオブ ジェクトに名称の記載無し。	ファイルの出力を行うフローであると思われるので、ファイル名について明記 願います。	認識の齟齬をなくすため。	ファイル名を業務フローに追記します。
65	別紙1	3/5	-	-	【業務フローID:6.2.1.2-2】 「6.2.1.2-2 保健指導対象者抽出・選 定」からアクセスするシステムに“レ セプト”の記載有り	「別紙2 システム機能一覧」の検索条件・抽出条件に“レセプト”に関する記載 がありません。 業務フローの記載誤りと考えますので、削除願います。	認識の齟齬をなくすため。	業務フローから“レセプト”を削除いたします。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
66	別紙1	3/5	-	-	【業務フローID:6.2.1.2、6.3.1.1】 保健指導の委託パターン②について	保健指導の委託パターン②「初回面談を協会で実施し、継続支援を委託するケース」について、下記の機能がなければ、システム化の実現が困難であるため、業務フロー図及びシステム機能一覧に明記願います。  <6.2.1.2>パターン②指導計画機能を明示願います。例えば、②対象者を抽出・選定し、指導対象として登録する等  <6.3.1.1>モバイルデバイスによるパターン②対象者情報登録機能を明示願います。例えば、面談により決定した対象者、委託先等の情報を登録する等	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	初回面談終了後、システム機能ID(SF-6.3-00007)にて指導結果所見等を入力する際に、継続支援パターンのうち委託による支援を登録することを想定しております。
67	別紙1	3/5	-	-	【業務フローID:6.2.1.2】 備考欄: 6.2.1.2-1 抽出条件を管理者が設定する (健診受診者数、過去勸奨履歴、受診勸奨履歴、アンケート情報、事業所別、地域別等)	「別紙2 システム機能一覧」の抽出条件と記載内容が一致していません。 業務フローの記載誤りと考えますので、訂正願います。  【該当箇所】 別紙2 システム機能一覧(P10) システム機能ID:SF-6.2-00002(項番46) 記載内容: 以下の抽出条件を管理者が入力、修正できること。 健診受診率、健診受診者数、保健指導対象者数、過去保健指導実施の有無。	認識の齟齬をなくすため。	業務フローの抽出条件をシステム機能一覧の抽出条件に合わせます。
68	別紙1	-	-	-	【業務フローID:6.2.1.2 2/5、6.3.1.1-5、6、6.3.1.1-27】 保健師モバイルデバイスのオンラインを前提としたシステム方式について	保健師モバイルデバイスは、下記の理由から、オンラインではなく、オフラインを前提としたシステム方式が妥当と考えますのでご検討願います。 ○指導結果等入力 <b>刷新時の方式</b> オンラインでのみ可 <b>オフライン前提がよいと考える理由</b> 下記が発生するため、オフラインでの入力が妥当です。 ①現在オンライン利用時間外(平日19時以降・休日)にも入力を行っているが、オンライン利用時間外の入力ができない ②現在訪問後に自宅等で入力を行っているが、自宅等の電波状況が悪い場合、電波状況が良い環境まで移動しないと入力できない ○訪問時のデータ参照 <b>刷新時の方式</b> オンラインで参照(通信状況悪いと事前に把握している場合は除く) <b>オフライン前提がよいと考える理由</b> 下記が発生するため、ダウンロードを前提とした運用が妥当です。 ①訪問先の会議室等の電波状況により、システムの挙動が遅くなり、スムーズに指導ができない ②通信障害等でシステム利用できず、指導ができない	業務運用が懸念されるため	個人情報保護の観点から保健師等が使用するシンクライアント端末については、オンラインを前提といたします。
69	別紙1	2/2	保健指導対象者の選定	被扶養者保健指導(勸奨・スケジュール調整)	(フロー図から)被扶養者に対し保健指導日程の確認等のスケジュール調整を行う。	保健指導のスケジュール調整(交通費精算機能も同様)については、必要に応じて市販のアプリケーションソフトを活用しても差支えないでしょうか(提案書に商品名、費用等を明記します)。	前提条件を明確にするため	使用可能とします。
70	別紙1	2/5	保健指導対象者の選定	被扶養者保健指導(事前調整・勸奨)	(1)保健師等が保健指導の実施時に使用するモバイルデバイスの利用シーン	モバイルデバイスのMDMサービス(モバイルデバイス管理)に対する考慮が必要でしょうか。 (例)MDMサービス業者から、リモートで端末をロックする、接続を遮断する等。	要求仕様を明確にするため	基盤事業者が構築するMDMを利用する予定です。アプリケーションのインストール等はMDMの機能を使用します。
71	別紙1	2/5	保健指導対象者の選定	被扶養者保健指導(事前調整・勸奨)	(2)情報セキュリティ要件について	モバイルデバイスをネットワークの繋がらない地域で使用する場合、どのような制約事項等を考慮する必要がありますか。(例)繋がらない地域でオフライン使用する場合に、どの機能(データ)を制約するか等。	前提条件を明確にするため	オフライン時には、更新系の機能の使用はできないことを想定しております。したがって、主に照会系の機能となります。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
72	別紙1	2/5	保健指導対象者の選定	被扶養者保健指導(事前調整・勧奨)	(2)情報セキュリティ要件について	個人情報の考慮から、保健事業においてレセプトは表示しないという理解でよろしいでしょうか。 何かしらマスクを行う等により、レセプト表示が必要となる場合(被保険者に知らせたくない疾病の情報を非表示にする等)がありますか。	要求仕様を明確にするため	お見込みのとおりです。
73	別紙1	2/9	-	-	【業務フローID:6.3.1.1-4】 面談の実施	初回中断となった場合の指導結果登録機能がないため、システム機能一覧に明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	システム機能ID(SF-6.3-00007)にて入力できるように想定しております。
74	別紙1	5/9	6.3.1.1_保健指導	-	【6.3.1.1-28:支援文書等データ出力】	委託事業者とのオンラインでのファイル転送におけるアプリ開発範囲について明記願います。 ※データセンター内の所定のストレージに転送ファイルを出力するまでの認識です。 そのため、委託事業者とのインターフェース機能については、アプリ開発範囲外の認識です)  ※本文の2-7頁(2.4 情報システム化の範囲)に、「*4 業務委託先は、アウトソーシングを想定しており、詳細な連携仕様(外部インターフェース)等については別途検討する。」と記載されておりますが、委託事業者インターフェース機能の開発責任範囲が不明確なため。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	連携仕様(外部インターフェース)等については別途検討する。」と記載しておりますが、ご質問にある「データセンター内の所定のストレージに転送ファイルを出力するまで」を想定しています。
75	別紙1	7/9	-	-	【業務フローID:6.3.1.1】 保健指導外部サービスについて	保健指導外部サービスを保健師が開始する際に、外部サービス側でインプットとなる健診結果及び初回面談結果等の取り込みが必要です。インプット情報の出力機能をシステム機能一覧に明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	今回の開発では想定しておりません。
76	別紙1	1/3	-	-	【業務フローID:6.3.1.2】 委託パターン④の請求フロー遷移先について	委託パターン④について、初回面談結果請求時に参照する業務フローが記載されていないため、明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	業務フロー(6.3.1.2 1/3)を修正いたします。
77	別紙1	-	-	-	【業務フローID:6.3.1.2、6.3.1.3、6.3.1.4】 委託パターン数について①	委託パターン①~④について、パターン数が不足していると考えられ見積が困難です。下記について、パターン分割またはその詳細化等が必要と考えます。 業務フロー図及びシステム機能一覧を見直し願います。  (1)委託パターン①の被扶養者のパターンを分割していただきたい。対象者の選定方法、初回面談の勧奨方法が異なります。  (2)委託パターン②について、初回面談の結果、継続以降を当初予定していた委託先から、自前指導に変更するケースがある場合、本ケースについて追加願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	(1)システム機能ID(SF-6.3-00026)は抽出のみの機能のため、被扶養者も同様のパターンで実施可能と考えます。  (2)今回の開発では想定しておりません。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
78	別紙1	-	-	-	【業務フローID:6.3.1.2、6.3.1.3、6.3.1.4】 委託パターン数について②	<「委託パターン数について①」のつづき>  (3)委託パターン③を、健診と面談を同日に実施、面談を後日に実施するケースに分割していただきたい。委託単価、2重指導防止といった点で機能が異なります。  (4)産業医等により事業所自身が指導を実施するケースが存在する場合、各々のパターンに追加いただきたい。委託単価、支払のシステム化(請求元を識別ができない問題への対応等)といった点で機能が異なる。また、間接業務システムI/Fの新設が必要です。  なお、他にもパターンが存在する場合、パターンの追加をお願いします。例えば、協会保健師⇄委託先での指導切替は、委託パターン②及び④の初回面談後のタイミングで行なわれていますが、継続支援途中でも発生する等が考えられます。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	(3)委託単価については、1機関1契約内容に対して、二重に持つことは想定しておりません。また、委託パターン③の場合、委託先の健診機関については、全てを委託するため、二重指導する可能性もありません。  (4)今回の開発では想定しておりません。
79	別紙1	1/1	-	-	【業務フローID:6.3.1.3-6】 委託単価について	①委託契約ごとの委託単価をシステム機能一覧に明記願います。 ②委託先1機関に対する最大の委託契約数をシステム機能一覧に明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	①委託単価の明記はできません。 ②委託先1機関に対し複数支部の委託の可能性があるので、具体的な設定数については基本設計において協議します。
80	別紙1	-	-	-	【業務フローID:6.3.1.3、6.3.1.4】 保健指導の委託における請求データについて ※6.3.1.4は委託パターン①の被扶養者のケースを対象	①現行、委託先から受領する請求データ形式はXMLの1種類であるが、刷新時のデータ種別の種類を明示願います。 ②また、刷新時の請求データ項目数について、現行XML項目数からの増減数を、各データ形式ごとにシステム機能一覧に明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	①XMLとCSVの両方を想定しています。 ②XMLについては「平成20年3月28日健発第0328024号保発第0328003 電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて」に準じて作成する想定です。それ以外については、CSVを想定しており、詳細については基本設計において協議します。
81	別紙1	1/4	-	-	【業務フローID:6.3.1.4】 被扶養者の委託パターン①結果登録・請求	被扶養者の委託パターン①における、委託先との契約形態が個別契約であり、支払基金経由での請求ではない場合、業務フロー図及びシステム機能一覧の見直しをお願いします。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	業務フロー(6.3.1.3)は被保険者のフローですが、被扶養者においても使用することを想定しております。
82	別紙1	-	-	-	【業務フローID:6.4.1.1】 「その他の保健事業」について	本業務内に規定される「その他の保健事業」について、業務フロー 保健指導の実施(6.3.1.1 2/9)に記載のある「その他の保健指導」との違いが不明です。「その他の保健事業」及び「その他の保健指導」それぞれの定義を明示願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	以下のとおりです。 <その他の保健指導> 特定保健指導を行うために事業所に訪問する際、特定保健指導の対象にはならないが、保健指導を行う優先度が高い加入者の保健指導を行うこと。 <その他の保健事業> 医療費の適正化という観点から、生活習慣病のコントロールが悪い加入者に対する保健指導や加入者の利益の実現のための事業。(主に重症化予防対策や健康セミナーなど)。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
83	別紙1	1/1	-	-	【業務フローID:6.6.4.1】 保健師の活動範囲について	保健師基本情報として、備考に「活動範囲」と記載されていますが、「活動範囲」とは、どのような定義で、どの機能での利用を想定しているのか明示願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	・活動範囲とは、保健師が訪問するエリアのことを指しており、郵便番号によって設定することを想定しております。 ・利用シーンとしては、訪問日程を設定する際に参照することを想定しております。
84	別紙1	1/1	-	-	【業務フローID:6.9.1】 ※1 申請内容審査は、提出書類の確認や金額の計算を行うほか、 <b>共通機能の被保険者情報照会、健診結果照会、保健指導結果照会</b> を使用し確認を行う。	「共通機能の被保険者情報照会、健診結果照会、保健指導結果照会」について、システム機能一覧に記載がないため、記載を削除願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	申請内容審査を手作業で行う際に、「適用・徴収・現金給付等 アプリケーション設計・開発・データ移行業務」で作成される照会系のアプリケーションを使用するものであり、「保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務」の開発対象ではありません。
85	別紙2	2	-	1	【健診案内対象者抽出】 オンバッチ区分 オン	年次処理の健診案内対象者抽出処理は、随時処理のオンライン処理とは別に、バッチ処理の新設が必要と考えられるため、システム機能一覧を見直し願います。 対象者が1000万人強となるため、オンラインへの影響が発生します。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	業務フロー及びシステム機能一覧を修正いたします。
86	別紙2	3	-	7	・資格記録の変分情報から対象者一覧表とダウンロードファイルの更新を行う。	年金機構から提供される変分情報を取り込み、一般被保険者の資格記録を更新する機能は、適用・徴収システムの受託範囲であることから、“資格記録の変分情報”出力機能は、適用・徴収システムの作業範囲として変更願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	次のシステム機能を修正します。 (システム機能ID) ・SF-6.1-00012 (変更内容) ・加入者資格履歴を参照し、対象者一覧表とダウンロードファイルの更新を行う。
87	別紙2	-	-	3 57	・加入者資格(属性履歴)、健診結果、予約申込状況から生活習慣病予防健診未受診者および対象事業所を抽出し、ファイルに出力できること  ・健診結果、保健指導結果等から保健指導未受診者を抽出し、対象者をファイルに出力できること	健診結果、保健指導結果等の記載内容では具体的な抽出項目が不明確であり、見積が困難です。 見積前提を明確にするため、具体的な抽出項目を提示願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	基本設計にて詳細を協議する予定です。
88	別紙2	2	-	23	【受診券対象者抽出】 オンバッチ区分 オン	年次処理の受診券対象者抽出処理は、随時処理のオンライン処理とは別に、バッチ処理の新設が必要と考えられるため、システム機能一覧を見直し願います。 対象者が400万人となるため、オンラインへの影響が発生します。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	業務フロー及びシステム機能一覧を修正いたします。
89	別紙2	7	-	24	システム機能一覧 項番24 [一括取込みの場合] ・申請情報ファイルを取込み、申請情報に一括登録できること。	左記の機能は、電子媒体となった受診券申請情報がインプットとしてある認識ですが、業務フロー図(6.1.2.1-6)から委託事業者への代行登録、および電子媒体の授受の線は削除されているため、本機能は対象外の認識です。 記載を削除願います。 ※システム機能一覧 項番79も同様	認識の齟齬をなくすため。	システム機能ID(SF-6.1-00044)の処理概要から一括取込を削除します。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
90	別紙2	13	-	60	保健指導に必要な統計表示(表・グラフ等)を行う。 統計データをファイル出力することもできること。  (*1) 該当事業所の医療費情報、生活習慣傾向、同業種、地域との比較、経年変化、血圧・血糖等のリスク分析等	受託範囲は統計結果の表示および統計結果データのファイル出力する機能であり、(*1)の統計分析機能については情報系システムの受託範囲となる認識です。 統計表示、統計分析において情報系システムとの受託範囲について明記願います。	前回の調達時から「統計分析できること」の記載が削除されており、作業範囲を明確にして、見積精度を向上させるため。	システム機能ID(SF-6.3-00003)を修正します。
91	別紙2	14	-	65	保健師の保健指導結果を確認する。 ・保健指導日、保健師等で保健指導結果情報を検索し、検索結果を一覧で表示できること。 ・保健指導結果を参照できること。	支部職員による保健指導結果の確認は、参照のみとなりますが、対応する業務フロー6.3.1.1-7では、保健指導結果や支援予定情報の更新を行う関連線がDBに伸びているため、業務フローを見直し願います。	認識の齟齬を無くすため。	支部職員が確認したという「記録」をつけますので、更新処理となります。
92	別紙2	14	-	63 64	【システム機能ID:SF-6.3-00006生活習慣のおたずね・個人情報の入力、SF-6.3-00007指導結果所見等の入力】  指導結果等の資格・重複チェックについて	「SF-6.3-00006生活習慣のおたずね・個人情報の入力」、「SF-6.3-00007指導結果所見等の入力」について、資格チェック及び重複チェック機能をシステム機能一覧に記載願います。 別紙1業務フロー図「6.3.1.1-5生活習慣のおたずね・個人情報の入力」、「6.3.1.1-6指導結果の所見等の入力」が、保健師保健指導結果及び加入者資格マスタを参照しています。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	システム機能一覧の処理概要を追記修正いたします。 (該当するシステム機能ID) ・SF-6.3-00006 ・SF-6.3-00007 (追記する内容) ・資格チェック、重複チェックを行うこと。
93	別紙2	17	-	78	印刷登録された支援文書を印刷する。 ・印刷登録された支援文書が印刷できること。また、選択された同封する資料(PDF)、添付ファイル(イメージファイル)も合わせて印刷すること。 ・同封指示情報を表示できること。 ・印刷データをファイル出力することもできること。	「印刷データをファイル出力する」とありますが、ファイル形式について明記願います。(CSV等のテキストファイル、帳票のPDFファイルなど) ※本出力ファイルは委託事業者インタフェース機能にてオンラインでファイル転送し、委託事業者で支援文書の印刷・発送をすることの認識です。 CSV等のテキストファイルの場合、委託事業者側でCSV取り込み/帳票印刷用のシステムが必要となる認識です。	認識の齟齬を無くすため。	CSVファイルとPDFファイルの2種類となります。「※本出力ファイルは委託事業者インタフェース機能にてオンラインでファイル転送し、委託事業者で支援文書の印刷・発送をする」については、お見込みのとおりです。 また、システム機能(SF-6.3-00021)の処理概要「添付ファイル(イメージファイル)」を削除します。
94	別紙2	17	-	79	生活習慣おたずね内容を登録する。 [個別入力の場合] ・記号番号等で個別に生活習慣おたずね内容を登録できること。 [一括取込みの場合] ・生活習慣おたずね内容ファイルを取込み、保健指導結果情報に一括登録できること。	業務フローに一括取込みに関する運用が存在しないため、一括取込に関する記載を削除願います。	認識の齟齬を無くすため。	業務フロー(6.3.1.1)を修正します。
95	別紙2	20	-	98	【SF-6.3-00055保健指導業務の支部毎の設定】 ・初回面談の担当とは異なる保健師等による継続支援(リレー)の設定ができること。	「継続支援(リレー)の設定」に基づく継続支援(リレー)運用が不明であり、見積が困難であるため、本運用について、業務フロー及びシステム機能一覧に追加願います。 また、「初回面談の担当とは異なる保健師等」が複数存在する場合、最大人数を明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	該当の業務フロー(6.3.1.1 9/9)は不要となるため、システム機能ID(SF-6.3-00055)は削除されます。

③「全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の  
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
96	別紙2	20	-	100	処理概要: ・事前に健診結果とレセプトデータを 突合処理を行っておく。  オンバッチ区分:オン	「別紙9 現行データボリューム一覧」の「項番95 レセプト」のデータ件数に、約29 億件と記載があり、オンラインに影響があるため、バッチ処理に変更願います。	見積が困難であるため。	業務フロー(6.4.1.1)は削除とします。
97	別紙2	20	-	100	抽出の切り口については厚生労働 省「標準的な健診・保健指導に関す るプログラム(確定版)」第4編別紙 2～様式6-7等を参考とすること。 必要に応じバッチでの処理(事前集 計)を行うこと。	左記資料については、レセプト分析を絡めた集計を行う必要がある認識です が、左記記載内容では具体的な抽出項目が不明確であり、見積が困難です。 見積前提を明確にするため、具体的な抽出項目を明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるた め。	抽出項目については、基本設計で協議し ます。
98	別紙4	1	-	9	【健診対象者データ】 帳票概要:事業所別の健診対象者 リスト(EXCEL) 備考:CSV出力	本記載では、EXCELとして出力するのかCSVとして出力するのか判断出来ませ ん。 帳票形式(ファイル形式)を明記頂くようお願いします。 また、本帳票以外でも帳票形式が確定しているものがあれば明記願います。	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるた め。	帳票一覧については、(CSV等、EXCEL 等)及び(EXCEL)の表記を(CSV)に修 正します。 (該当する帳票) ・勤奨対象者一覧 ・勤奨対象事業者一覧 ・健診対象者データ ・交通費精算書(仮)
99	別紙4	1	-	18	【健診申込エラーリスト】 帳票概要に「EXCEL」の記載有り	アプリからEXCEL出力を行うための機構は、基盤事業者より提供頂ける認識の ため、受託範囲について明記願います。 (印刷機能と同様、EXCEL出力についても基盤事業者より提供頂ける認識で す。)	見積範囲を明確にし、見積精度を向上させるた め。	帳票一覧の(EXCEL)の表記は、(CS V)に修正します。 (該当する帳票) 健診申込エラーリスト